公益社団法人地盤工学会 定款

平成 22 年 10 月 20 日 認定 平成 22 年 11 月 1 日 施行

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人地盤工学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区千 石4丁目38番2号におく。

(支部及び従たる事務所)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に 支部を設け、そこに従たる事務所をおくことが できる。

第2章 目的、事業

(目的)

第4条 この法人は、地盤工学の進歩及び地盤工学に関わる技術者の資質向上を図り、学術・科学技術及び文化の振興と社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第5条 この法人は、前条の目的を達成するために地盤 工学に関する次の事業を行う。
 - (1) 学術・科学技術の調査・資料収集とその提供
 - (2) 学術・科学技術に関する研究発表会、講座、セミナー、展示会の開催
 - (3) 優れた研究業績と技術的実践の奨励と表彰
 - (4) 調査・研究の受託及び技術指導
 - (5) 基準の作成とその評価
 - (6) 学術・科学技術の推進事業の援助、奨励
 - (7) 技術開発・研究開発の推進
 - (8) 体験活動の提供
 - (9) 技術者資格の付与と教育
 - (10) 学術・科学技術の啓発及び広報
 - (11) 学術・科学技術の発展に資する事業への施

設の貸与

- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2.前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 会員及び社員

(会員の種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人または団体(法人を含む、以下同じ。)
- (2) 学生会員 大学(大学院・短期を含む) 工業高等専門学校、高等学校またはこれに準ずる学校に在学し、この法人の目的に賛同する個人
- (3) 特別会員 この法人の事業を後援する個人、 団体
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、かつ、 事業に著しく貢献した者で、理事会におい て推薦された個人、団体
- 2.正会員または特別会員のうち、国際地盤工学 会日本メンバーソサエティに加入する者は、 国際会員という。
- 3.正会員のうち、地盤工学の発展に寄与する功績が特に顕著であり、総会の議決をもって推薦された個人は、本人の承諾をもって名誉会員という。

(社員)

- 第7条 この法人の社員(一般社団法人及び一般財団 法人に関する法律(以下「法人法」という)第 11条第1項第5号に規定する社員をいう。以下 同じ。)は、概ね正会員・学生会員の中より100 人から1人の割合をもって選出される代議員を もって社員とする(端数の扱いについては理事 会で定める)。
 - 2.代議員を選出するため、正会員・学生会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うため

に必要な細則は理事会において定める。

- 3.代議員は、正会員・学生会員の中から選ばれることを要する。正会員・学生会員は、前項の 代議員選挙に立候補することができる。
- 4.第2項の代議員選挙において、正会員・学生 会員は他の正会員・学生会員と等しく代議員を 選挙する権利を有する。理事または理事会は、 代議員を選出することはできない。
- 5.代議員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員の選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しない。
- 6.代議員が欠けた場合または代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 7 . 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の 代議員の補欠の代議員として選任する時は、 その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2 以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任する時は、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 8.第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 9. 代議員は無償とする。ただし、費用を弁償することができる。

(正会員及び学生会員の権利)

- 第8条 正会員及び学生会員は、法人法に規定された 次に掲げる代議員の権利を、代議員と同様に当 法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲 覧等)
 - (3) 法人法第57条第4項の権利(総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第50条第6項の権利(代議員の代理 権証明書面等の閲覧等)
 - (5) 法人法第52条第5項の権利(電磁的方法に よる議決権行使記録の閲覧等)及び同法51 条4項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
 - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利 (計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の 貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及 び第256条第3項の権利(合併契約等の閲 覧等)
 - 2.理事、監事は、その任務を怠った時は、この 法人に対し、これによって生じた損害を賠償す る責任を負い、法人法第112条の規定にかかわ らず、この責任は、すべての正会員及び学生会 員の同意がなければ、免除することができない。

(入会)

- 第9条 会員(国際会員及び名誉会員を除く)になる うとする者は、規則に定める入会手続をなし、 理事会の承認を受けなければならない。ただし、 賛助会員に推薦された者は、入会の手続を要せ ず、本人の承諾をもって会員となるものとする。
 - 2. 正会員が団体である場合は、入会と同時に、 この法人に対する代表者としての権利を行使す る者を定め、届け出なければならない。代表者 が変更となった場合も同様とする。
 - 3.学生会員は、学生としての資格を失うと同時に正会員となる。

(会費)

第 10 条 会員は規則の定めるところにより会費を納

入しなければならない。

ただし、賛助会員及び名誉会員は、会費を納 入することを要しない。

2 . 既納の会費は、いかなる理由があってもこれ を返還しない。

(特典)

第11条 会員は、この法人が刊行する学会誌の配布を 受けるとともに、この法人の刊行する図書等の 入手及び事業への参加について特典を有する。

(会員資格の喪失)

- 第 12 条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。
 - (1) 退会
 - (2) 死亡、失踪宣告または法人もしくは団体たる会員の解散
 - (3) 会費を1年以上滞納したとき
 - (4) 除名
 - 2. 代議員たる会員が、会員たる資格を喪失したときは、代議員たる地位を喪失する。

(退会)

第13条 会員で退会しようとするものは、理由を付して退会届けを会長に提出しなければならない。

(除名)

- 第 14 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において代議員現在数の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により会長がこれを除名することができる。
 - (1) この法人の会員としての義務に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為のあったとき
 - 2.前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に当該総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(代議員の解任)

第15条 代議員が次の各号の一に該当するときは、

- 総会において代議員現在数の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により、解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと 認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- 2.前項の規定により代議員を解任しようとするときは、当該代議員に当該総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、当該総会において、当該代議員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員及び職員

(役員)

第16条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 19 名以上 24 名以内
- (2) 監事 1名または2名
- 2.理事の1名を会長とし、これを法人法上の代表理事とする。
- 3.会長以外の理事のうち4名以内を業務執行理事とし、うち3名以内を副会長とする。また、必要に応じて専務理事1名をおくことができるものとする。

(役員の選任)

- 第17条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
 - 2.会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって選任する。
 - 3.理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶 者または3親等内の親族その他特別の関係にあ る者の合計数は、総理事数の3分の1を超えて はならない。監事についても同様とする。
 - 4.他の同一の団体の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、総理事数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 5. 監事は、理事または職員を兼ねることができ ない。

(理事の職務)

- 第18条 会長は、法令及びこの定款で定めるところに より、この法人を代表し、その業務を執行し、 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に 定めるところにより、この法人の業務を執行す る。
 - 2. 専務理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
 - 3.理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務)

- 第 19 条 監事は、次に掲げる職務を行い、かつ、監査 報告を作成しなければならない。
 - (1) 理事の職務の執行を監査すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、もしくは不正の行 為をするおそれがあると認められるとき、 または法令もしくは定款に違反する事実も しくは著しく不当な事実があると認めると きは、遅滞なく、その旨を理事会に報告す ること。
 - (5) 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
 - (6) 前号の規定による請求があった日から5日 以内に、その請求があった日から2週間以 内の日を理事会の日とする理事会の招集通 知が発せられない場合は、その請求をした 監事は、理事会を招集すること。
 - (7) 理事が総会に提出しようとする議案、書類 その他法令で定めるものを調査し、法令も しくは定款に違反し、または著しく不当な 事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
 - (8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その 他法令もしくは定款に違反する行為をし、 またはこれらの行為をするおそれがある場 合において、その行為によってこの法人に 著しい損害が生ずるおそれがあるときは、

- その理事に対し、その行為をやめることを 請求すること。
- (9) その他、監事に認められた法令上の権限を 行使すること。

(役員の任期)

- 第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
 - 2.監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。
 - 3 . 補欠として選任された理事または監事の任期 は、前任者の任期の満了するときまでとする。
 - 4. 理事または監事は、定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、その 任期中であっても、総会において、理事につい ては出席代議員の4分の3以上の議決により、 監事については総代議員の半数以上であって、 総代議員の議決権の3分の2以上の議決をもっ て、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと 認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
 - 2.前項の規定により役員を解任しようとすると きは、当該役員にあらかじめ通知するとともに、 当該総会において、当該役員に弁明の機会を与 えなければならない。

(役員の報酬)

- 第 22 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事 及び監事に対しては、報酬等として支給するこ とができ、その額は、総会において別に定める 報酬等の支給の基準によるものとする。
 - 2.役員には費用を弁償することができる。

(事務局及び職員)

- 第23条 この法人の事務を処理するため事務局及び必要な職員をおく。
 - 2.職員は、会長が任免する。職員のうち重要な職員にあたる者は、理事会の決議を要する。
 - 3. 職員は、有給とする。

第5章 総会

(総会の構成)

- 第24条 総会は、第7条によって選出された社員たる 代議員全員をもって構成し、これをもって法人 法上の社員総会とする。
 - 2 .総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。 通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(総会の招集)

- 第25条 通常総会は、毎事業年度終了後75日以内に、 理事会の決議に基づき、会長が招集して開催する。
 - 2.臨時総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集して開催する。
 - 3.前項のほか、会長は、代議員現在数の5分の1 以上から総会の目的である事項及び召集の理由 を示して総会の招集を請求された場合には、そ の請求のあった日から30日以内に臨時総会を開 催しなければならない。
 - 4.総会の開催は、少なくとも14日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって代議員に通知するとともに、ホームページまたは学会誌をもって、全会員に周知する。
 - 5.会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(総会の決議事項)

- 第27条 総会は次の事項について決議をする。
 - (1) 会員の除名または代議員たる地位の解任

- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額またはその規程
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令また は定款に定められた事項

(総会の定足数等)

- 第28条 総会は、代議員現在数の過半数が出席しなければ、議事を開き決議することができない。 ただし、当該議事につき書面をもってあらか じめ意思を表示した者は、総会の定足数及び議 決数に参入する。
 - 2.総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席代議員の過半数をもって行う。

(総会の議決権の代理行使)

- 第29条 総会に出席できない代議員は、他の代議員を 代理人として総会の議決権を行使することがで きる。この場合においては、当該代議員は、代 理権を証明する書面をあらかじめこの法人に提 出しなければならない。
 - 2.前項の代理権の授与は、総会ごとに提出しなければならない。
 - 3.前項の規定による代理出席者は総会の定足数及び議決数に算入する。

(議事録及び会員への通知)

- 第30条 総会の議事については、議長が、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2.議長及び総会で選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名もしくは記名押印する。
 - 3.総会の議事の要領及び議決した事項は、学会 誌をもって会員に通知する。

第6章 理事会

(理事会の構成)

- 第31条 この法人に理事会をおく。
 - 2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

- 第32条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3)会長及び業務執行理事の選定及び解職

(理事会の招集等)

- 第33条 理事会は、毎年6回以上会長が招集するものとする。ただし、会長が必要と認めた場合、もしくは監事から請求のあった場合には、会長は、その請求のあった日から5日以内に、請求があった日から2週間以内の日を臨時理事会とする招集をしなければならない。
 - 2. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数等)

- 第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2.前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2.前項の議事録に署名または記名押印する者は、理事会に出席した会長及び監事とする。

第7章 財産及び会計

(財産の種別)

- 第36条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。
 - 2.基本財産は、次に定めるものをもって構成する。
 - (1) 理事会で基本財産とすることを決議した財

産

- (2) 公益法人への移行日以後に公益目的不可欠 特定財産として寄附された財産
- 3.基本財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。
- 4.その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第37条 この法人の財産は、会長が管理運用する。

(事業計画及び収支予算)

- 第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金 調達及び設備投資の見込を記載した書類につい ては、毎事業年度の開始の日の前日までに、会 長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告 しなければならない。これを変更する場合も、 同様とする。
 - 2.前項の書類については、主たる事務所及び従 たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの 間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減 計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2.前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所 に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、 一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事 務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事

務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとす る。

- (1)監査報告
- (2)理事及び監事の名簿
- (3)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認 定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づ き、毎事業年度、当該事業年度の末日における 公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金等)

- 第41条 借入れをしようとするときは、その事業年度 内の収入をもって償還する短期借入金を除き、 理事会の承認を経て、総会に報告しなければな らない。
 - 2.この法人が重要な財産の処分または譲受けを 行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則等)

- 第42条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
 - 2.この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計規程による ものとする。
 - 3.特定費用準備資金及び特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第8章 基金

(基金の拠出)

- 第44条 この法人は、法人法の規定にしたがって、基金の拠出を会員またはその他第三者に求めることができる。
 - 2 . 基金の募集及び割当、払込み等、手続に関しては、理事会の議決を要するものとし、理事会において基金取扱規程を定め、これに従うものとする。
 - 3 .基金は、法人法第141条の規定にしたがって、 返還することができる。ただし、前項の基金取 扱規程に定める日までは、これを返還しないも のとする。
 - 4 . 基金の返還を行うために、返還される基金に 相当する額を代替基金として積み立てるものと する。ただし、この基金の取崩しは行わないも のとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において、総代議員の半数 以上であって、総代議員の議決権の3分の2以 上の議決により変更することができる。

(合併等)

第46条 この法人は、総代議員の半数以上が出席して 開催する総会において、総代議員の議決権の3 分の2以上の決議により、他の法人法上の法人 との合併、事業の全部または一部の譲渡及び公 益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1ヶ月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算する場合において有する残余 財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条 第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共 団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむをえない事由によって前項の 電子公告をすることができない場合は、官報に 掲載する方法による。

第11章 補則

(規則)

第51条 この定款施行についての規則は、理事会の議 決を経て別に定める。

付 則

- 1.この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という)第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2.この法人の最初の会長は日下部治とする。
- 3 .整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人 の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を 行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、 解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、 設立の登記の日を事業年度の開始日とする。